

電子掲示板等での被害を防ぐために 児童生徒への指導のポイント

- 1 電子掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことはいじめであり、決して許される行為ではないことをしっかりと認識させる。
- 2 インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得ることや、電子掲示板への書き込みが原因で傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあることを認識させる。
- 3 電子掲示板を含めインターネットを利用する際、利用のマナーを厳守することを指導する。

電子掲示板等での被害を防ぐために 学校・家庭で心がけること

< 4 つ の 観 点 >

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①理解促進・実態把握 | ②情報モラル教育の充実とルールの徹底 |
| ③未然防止・早期発見・早期対応 | ④いじめられた子ども等へのケア |

1 家庭では

- (1) 携帯電話やインターネットのメディア特性等をしっかり学び理解を深める。
- (2) 子どもの携帯電話やインターネットの利用状況を把握する。
- (3) 携帯電話等の必要性・危険性についてしっかり話し合う。持たせる場合は、家庭内のルールを決め徹底する。フィルタリングの設定をする。

2 学校では

- (1) 携帯電話やインターネットのメディア特性等をしっかり学び理解を深める。
- (2) 子どもの携帯やインターネットの利用状況を把握する。
- (3) 情報モラルの指導をより一層充実する。
- (4) 基本、学校には持ち込まないことも含め、学校での携帯電話の取り扱いに関するルールを策定し徹底する。
- (5) 家庭に対し、情報モラルについてしっかり話し合うことを啓発する。

3 未然防止・早期発見・早期対応

- (1) 子どもが発する危険信号に十分留意し、把握するように努め、未然防止・早期発見のため、学校、保護者、地域の方々が連携を図り、学校非公式サイト等の巡回・閲覧活動に協力、実施していくことが重要である。
- (2) 学校は、誹謗・中傷を発見した場合には、被害児童生徒や保護者に対して迅速かつ適切に対応する。被害児童生徒へのきめ細やかなケアを保護者と連携して行うとともに、日頃から校内の相談体制の整備を図る。

3 重大事態への対処

重大事態の発見と調査

ポイント

- ◆学校の解決を超えた事象（警察に被害届が提出されるケース等）は、警察等関係機関との連携をしっかりと取る。
- ◆被害者、加害者を含めた児童生徒に対する心のケアを行う。

重大事態の発見と調査

(1) 重大事態の意味（法第28条第1項）

ア 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」（児童等が自殺を企図した場合等）

イ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。）

(2) 教育委員会又は市立小中学校による調査等

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。以下の場合には設置者において調査を実施する。

ア 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合。

イ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

(3) 学校を主体とした場合

ア 「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び京田辺市におけるいじめ防止等のための基本的な方針、学校の設置者の指導・助言に基づき以下のような対応に当たる。

イ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ・第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要員となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめが生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。

- ・因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う姿勢が重要である。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該自体への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

(4) 調査の実施

- ・いじめられた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査についての協議を行う。

ア いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取しいじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などが考えられる。

(5) 調査結果の提供及び報告

- ア いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報の提供を行うとともに教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適に提供するものとする。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

イ 調査結果の報告

調査結果を学校の設置者に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

(6) 調査結果の提供及び報告

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

4 いじめ対応組織図等

(1) 組織図 1 学校

教職員

いじめを許さない学校・学級づくり

- ・「自己決定」「自己存在感」を育てる教育（学校行事・学級活動）
- ・学び合いを通した「楽しい授業」「わかる授業」
- ・思いやりや生命・人権を大切にする道徳教育
- ・教育相談体制
- ・教職員の高い人権意識

集団（学級など）

・いじめが疑われる言動発見（チェックリスト活用）
・生活ノート等から気になる言葉発見
・「アンケート」「個人面談」から発見
・子ども、保護者、地域からの訴え
・教職員による児童生徒の情報交換

情報キャッチ

早期発見

報告

独断で判断しない。
解決を焦らない。

解決

いじめが疑われる情報 ⇒ 報告

最初に認知した教職員

学年主任

学級担任

生徒指導主任

校長・教頭

いじめられている
子どもの立場に立った
迅速で組織的な対応

校内いじめ対策委員会

構成

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、学級担任、当該学年教員、教育相談部、養護教諭、その他、SC、SSWなど必要に応じて関係教職員や専門家を加える。

対応方針の決定
役割分担

□ 情報の整理

①いじめの状況を把握
現在持っている情報の整理と共有化
②関わっている児童生徒の関係性を把握

□ 対応方針

①緊急度や重要度を考え対策を立てる。
②事情聴取や指導の際の留意点を確認する。

□ 役割分担

①事情聴取と指導担当
②保護者への対応担当
③関係機関への対応担当

事実の究明と支援・指導

□ 事情聴取の留意点

①人目につかない場所・時間で、個別に聞く。
②食い違いが生じないよう複数で対応
③情報提供者の秘密厳守、報復などへの細心の注意
④聴取後、自宅へ送り届け、保護者へ説明

いじめの被害者、加害者、
周囲の児童生徒への指導

□ 緊急指導

・対象に応じた内容を明確にした支援・指導

再発防止策・今後の
指導方針の検討

□ 長期的指導

・指導の継続

保護者対応

・被害保護者
・加害保護者

職員会議 □問題事象の共通理解 □対応方針・対応策の周知徹底 □指導後の状況把握と指導方針共通理解

連携・協力

家庭

地域

支援報告
要請

連携

教育委員会

指導支援